

将来のために必要な成長基盤や安全・安心基盤の整備促進(地域再生基盤強化交付金)

〔平成24年度補正要求額 135億円〕

事業概要・目的

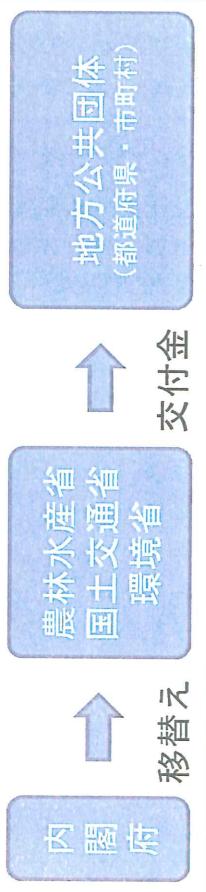
(目的)
○地域公共団体作成の「地域再生法」に対する特徴に基づく措置の1つであり、社会経済情勢の変化に対する地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出を総合的に推進するための施策です。(平成17年度創設)

事業概要

○「平成24年度補正予算及び平成25年度予算の編成方針等について」(平成24年12月27日臨時閣議総理大臣発言要旨)における重点3分野のうち『暮らしの安心・地域活性化』に該当。

○将来のために必要な成長基盤や安全・安心基盤である地域再生基盤施設の前倒し整備を進め、地域の特色を最大限に活かす国土の均衡ある発展を目指します。

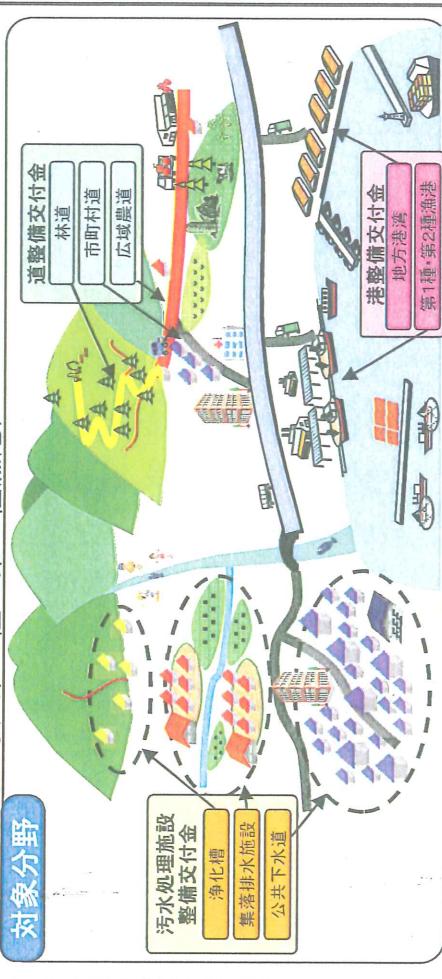
資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 地域再生法の規定により、地方公共団体作成の地域再生計画に基づき、省庁の所管を超える2種類以上の施設の一体的な整備に対して支援を行います。
- 地域再生基盤強化交付金の対象分野
 - ・道(市町村道、広域農道、林道)
 - ・汚水処理施設(公共下水道、集落排水施設、浄化槽)
 - ・港(地方港湾、第一種・第二種漁港)

対象分野



期待される効果

- 各事業について連携が取れた予算配分が可能となります。
- 交付申請に係る事務手続きが、窓口を一本化されます。
- 簡素化され、地方の事務負担が軽減になります。
- 年度途中において、地方の裁量により必要な事業に予算の充当が可能となります。

沖縄における国際研究拠点構築推進事業（内閣府沖縄振興局） 24年度経済対策における要求額 47億円

事業概要・目的

○国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うとともに、国内外から優秀な研究者や学生を獲得するための魅力的な教育環境を整備することにより、「自民党JFFファイル2012」における沖縄科学技術大学院大学の国際水準の研究・教育拠点の形成をめざし、もつて沖縄の振興や自立的発展、我が国の研究開発における国際競争力の強化に寄与することを目的としています。

○「自民党JFFファイル2012」257 新たな沖縄振興2法に基づく“強く自立した沖縄”的実現
当初の“ベスト・イン・ザ・ワールド”との理念に沿って開学した、沖縄科学技術大学院大学を国際水準の研究・教育拠点にします。

事業イメージ・具体例

○沖縄における国際研究拠点構築推進事業

1. ソフト事業

沖縄の振興や世界の科学技術の向上に資する教育研究（医療・健康、海洋科学、次世代エネルギー等の研究）に係る研究設備を整備することにより、沖縄科学技術大学院大学の国際水準の研究・教育拠点の形成を推進します。

2. ハード事業

国内外から世界トップレベルの研究者や学生を惹き付け、世界最高水準の教育研究を行うために必要な教育研究施設（第3研究棟）を整備します。

資金の流れ

補助金（定額）

国

沖縄科学技術大学院大学
沖縄科学技術大学院大学学園

期待される効果

○沖縄科学技術大学院大学の研究環境整備による研究規模の拡充を図ることで、国際水準の研究・教育拠点の形成が推進され、沖縄の振興や自立的発展、我が国の研究開発における国際競争力の強化に寄与します。

沖縄振興交付金事業推進費（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）・沖縄振興局） 平成24年度経済対策における補正予算要求額 44億円

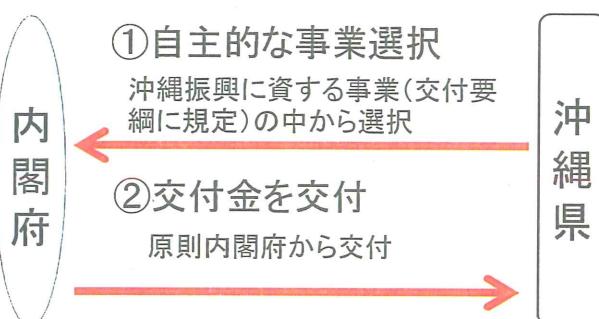
事業概要・目的

- 沖縄の実情に即してより的確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施できる一括交付金（平成24年度創設）。
- 沖縄振興特別措置法に明記。
- 補助金等適正化法を適用。交付要綱に基づき、沖縄振興に資する事業の中から、沖縄県が作成する「沖縄振興交付金事業計画」に基づく事業に要する費用に充てるための交付金。
- 経常的経費である「沖縄振興特別推進交付金」と投資的経費である「沖縄振興公共投資交付金」に区分。
- このうち、平成24年度補正予算案においては「沖縄振興公共投資交付金」を44億円要求している。

資金の流れ、対象事業等

沖縄振興特別推進交付金

沖縄振興に資するソフト事業などを対象とし、移し替えせずに原則内閣府で執行する沖縄独自の制度。



<交付率> 8／10

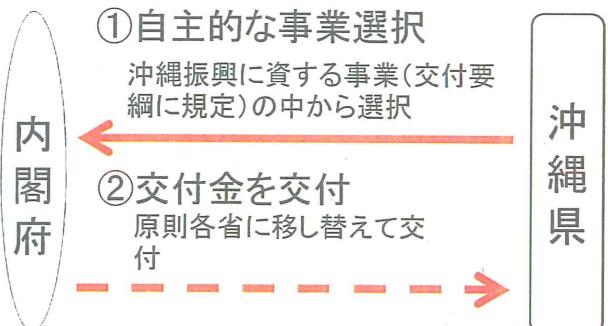
<主な対象事業>

- 沖縄の地理的及び自然的特性その他の特殊事情に基く事業
- ・観光の振興に資する事業
 - ・情報通信産業の振興に資する事業
 - ・農林水産業の振興に資する事業
 - ・産業の振興に資する事業
 - ・雇用の促進に資する事業
 - ・人材の育成に資する事業
- など

[補正予算要求]

沖縄振興公共投資交付金

各府省の地方公共団体向け投資補助金等のうち、沖縄振興に資するハード事業に係る補助金等の一部を一括交付金化。原則各省に移し替えて執行。



<交付率> 既存の高率補助を適用

<主な対象事業>

- ・交通安全施設整備費補助金の一部（警察庁）
- ・学校施設環境改善交付金の一部（文部科学省）
- ・水道施設整備費補助の一部、医療施設等施設整備費補助金（厚生労働省）
- ・農山漁村地域整備交付金、農山漁村活性化対策整備交付金の一部
- ・農業・食品産業強化対策整備交付金の一部、水産業強化対策整備交付金の一部（農林水産省）
- ・社会资本整備総合交付金の一部（国土交通省）

地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)の概要

経済対策で追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るために、今回限りの特別の措置として、平成24年度補正予算において地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)を創設する。

1 平成24年度補正予算計上額 1兆3,980億円（建設公債対象経費）
※ 経済対策における公共事業等の追加に伴う地方負担総額の8割

2 所管 内閣府(地域活性化推進室) ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

- (1) 交付対象：実施計画を策定する地方公共団体
- (2) 交付方法：実施計画に掲載された事業に対し、交付限度額を上限として交付金を交付
- (3) 交付限度額：各地方公共団体の追加公共事業等(直轄及び補助)の地方負担額等をベースとして算定。

※ 財政力の弱い団体に配慮し、財政力指數により調整(最も財政力の弱い団体で地方負担額の9割程度となるよう設定)

4 用途 実施計画に掲載された以下の事業の地方負担分に充当

- 地方単独事業(建設地方債対象事業に限る。)
- 建設公債の対象となる国庫補助事業(法令に国の補助率又は負担率の定めがあるものを除く。)
※1 ただし、建設公債の対象とならない国庫補助事業であっても、その地方負担分が建設地盤の対象であるものは充当可能。
※2 財政事情、追加公共事業等及び地方単独事業の事業量等を踏まえて、やむを得ない場合は、一部を基金に積み立て、平成25年度以降における地方単独事業の財源とすることも可。